

I 条例・指針の制定

【条例の制定】 (R3.3月)

- 背景**
- 県を挙げて産業振興計画に取り組んできたが、同計画の対象以外の産業分野や同計画に関わらない事業者が存在
 - 各産業分野（部局）ごとの取組（建設業活性化プラン、健康長寿県構想など）を推進してきたが、それぞれの取組みについて、中小企業振興の理念や方向性を共有する仕組みがなかった

➡ **県内中小企業を今まで以上に振興**していくため、**理念や方向性を共有する条例**を制定
 条例第12条
 「知事は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するための指針を策定する」

【指針の制定】 (R4.3月)

- ポイント**
- 地域地域で県内中小企業等が、まずは**事業を継続**し、そのうえで**成長**が図られるよう、**施策や取組の方向性**を示す
 - 事業継続に欠かせない**担い手の確保**とともに、成長につながる**デジタル化、グリーン化、グローバル化**について、**特に重点的に取り組む**

II 指針の概要

【施策の基本的方向】 (条例第11条)

中小企業等を取り巻く社会情勢や環境変化等に対応した、**具体的な15項目**に分類

【各業種に「共通」する県の支援のあり方（施策）】

- 中小企業等の自主的な経営の向上及び改善に**必要な情報を届ける**ことや**「意欲の喚起につながる仕掛け」**を講じ、そのうえで意欲や成長段階に応じた伴走支援を実施
- 事業者単体では取り組むことが困難な**需要の喚起**や**交流人口の拡大**に取り組む
- 経営資源に限りのある中小企業等に、**デジタル技術を活用した事業者同士の連携した取組を促進し支援**

＜指針における施策の基本的方向＞

項目	共通		個別	
	共通	個別	共通	個別
① 経営基盤の強化・経営資源の確保	○		⑨ 資金供給の円滑化	○
② 生産性の向上	○		⑩ 事業活動を担う人材の育成・確保	○
③ 新たな技術、製品・サービス等の開発の促進		○	⑪ 働き方改革を進める雇用環境の整備の促進	○
④ 知的財産の活用及び産学官の連携		○	⑫ 商店街等の振興を通じた地域の活性化の促進	○
⑤ 創業・新たな事業の創出の促進		○	⑬ 地域の多様な資源と地場産業を活かした事業活動の促進	○
⑥ 事業の承継の円滑化	○		⑭ 脱炭素化などSDGs等の新しい課題への対応	○
⑦ 中小・小規模企業の振興に資する企業誘致の推進		○	⑮ 自然災害や感染症への対応の促進	○
⑧ 地産外商の強化		○		

* 「個別」は、個別の業種に該当する施策の基本的方向を指す

III 指針への対応

1 施策を推進する県庁内の部局 = 3つの基本的な考え方

農・林・水・商工・観光等といった産業振興を担う部局だけでなく、**他の部局**においても、**許認可業務を含めて自部局の行政目的とその関わりのある「業」の継続・成長につながる振興策を積極的に検討し実行**していく → **全庁挙げて施策を推進**

1 産業振興計画や建設業活性化プランなどの**県計画等に基づき、現に各産業分野や業界の振興に取り組んでいる部局は、引き続きその関係業種を主管し施策を推進**

2 飲食店などの**許認可業務を所掌する部局は、その関係業種を主管し施策を推進**
 （許認可業務を含め**省庁を所掌する部局が関係する「業」を主管**し、その維持・振興を図っていく）

3 バスやタクシーの運行など「業」に関わる許認可権等は県にないものの、**県民の福祉増進を図る行政目的の業務を所掌する部局は、その関係業種を主管し施策を推進**

産業振興センターやよろず支援拠点、商工会議所・商工会などの**産業支援機関やプラットフォームによる支援も活かして施策を推進**していく

2 推進体制

中小企業・小規模企業振興審議会（年2回開催）に向けて、指針に基づく施策の強化の方向性を協議する**庁内の会議体**を設置し、指針の実効性を高めていく

【中小企業・小規模企業振興審議会】 (調整会議を経て開催)

- * 下記開催月はR5以降の原則
- (6月) 当年度の取組内容と前年度の進捗状況の確認
- (10月) 上半期の進捗状況と、下半期・次年度に向けた強化の方向性の確認

【中小企業・小規模企業振興指針調整会議】

(庁内会議)
 (役割) 指針に基づく施策の進捗状況の確認や強化の方向性等を協議

IV 指針全体を貫く目標の設定

指針全体を貫く目標として、**下記の3つ**を設定。この目標の実現と、指針を踏まえた施策の充実・強化に向けて取り組んでいく

【指針全体を貫く目標】 * 現指針を見直すR5年度と10年後をそれぞれ設定

1 **【指標】 事業所数** (Eリカ方法) 経済センサス、総務省レジスター統計により把握

【目標】 (R5) 32,310所 (10年後=R13) 30,500所

出発点: (R3) 32,839所 * R3経済センサス速報値 (R4.5月発表)

継続

県人口と事業所数との間には高い相関関係が存在。その関係数式に、県版総合戦略における県人口の将来展望の数値を当てはめて算出

→ 働く場を確保し、地域社会や県民生活を守っていくためにも、県人口の将来展望と連動した事業所数を維持・確保していく

2 **【指標】 1事業所当たりの付加価値額** (Eリカ方法) 同上

【目標】 (R5) 3,690万円 (10年後=R12) 仮 4,240万円 * 年率2.0%成長

出発点: (R2) 3,481万円 * R3経済センサス速報値 (R4.5月発表) 等を基に独自に推計

成長

* 10年後の目標値は、R5.6月に発表予定のR3経セン結果(確報・産業横断的集計)に基づき、あらためて設定

企業等の付加価値は、利益・人件費・減価償却費から構成

→ 将来の設備投資や雇用拡大の原資として重要となる付加価値額の維持・拡大を目指す

3 **【指標】 施策の満足度** (中小企業者版県政世論調査の実施)

(Eリカ方法) 事業者向けアンケートにより把握 (2年に1回実施)

成長

継続

【目標】 (調査項目等を検討の上、R4年度中に設定)

全業種の中小企業等を対象に、**条例指針に基づく施策の総合的な満足度調査をR5年度から実施**

→ 各業種に対する施策のPDCA(チェック・アクション)に生かしていく

個別目標の設定

R4年度末を目途に**主要な施策の個別目標を設定**

高知県産業振興計画フォローアップ委員会設置要綱

(設置)

第1条 県経済に活力を取り戻し、将来に一層の希望を持って暮らすことのできる高知県づくりを目指して、官民協働で実行する高知県産業振興計画（以下「産業振興計画」という。）の検証等を行い、より効果的かつ実効性あるものとするため、高知県産業振興計画フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 産業振興計画の進捗状況の検証、評価、修正・追加にかかる検討に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員及び組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 農業、林業、水産業、商工業、観光に関する団体の代表者
 - (2) 地方銀行の代表者
 - (3) 有識者
 - (4) 市町村長の代表者
 - (5) その他知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。
- 3 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは委員以外の関係者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「委員会会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に招集される委員会会議については、知事が招集することができる。

- 2 委員会会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会会議は公開とする。ただし、委員会において特に必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

【参考資料2】

4 第3条第1項に定める委員が委員会議を欠席する場合、委員長は当該委員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、委員長及び副委員長が選任される前に招集される委員会議は、第3条第1項に定める委員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

(専門部会)

第5条 産業振興計画の産業成長戦略の実行に関し、専門分野の成長戦略について必要なフォローアップを行うため、委員会に次の各号に定める専門部会を設置する。

- (1) 農業部会
- (2) 林業部会
- (3) 水産部会
- (4) 商工業部会
- (5) 観光部会

2 各専門部会の部会員は、委員会の委員及び次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域活性化の実践的な活動に実績を有する者
- (3) 商工業、観光に関する実務に識見を有する者

3 部会員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の3月31日までとする。

4 専門部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選により定める。

5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を助け、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が選任される前に招集される専門部会の会議については、知事が招集することができる。

8 第2項に定める部会員が専門部会の会議を欠席する場合、部会長は当該部会員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、部会長が選任される前に招集される専門部会の会議は、第2項に定める部会員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

9 専門部会の事務局は、当該分野を所管する部の主管課に置く。

第6条 削除

(地域アクションプランフォローアップ会議)

第7条 産業振興計画の地域アクションプランの実行に関し、必要なフォローアップを行うため、地域アクションプランフォローアップ会議（以下「フォローアップ会議」という。）を設置する。

2 フォローアップ会議の名称及びそれぞれの対象地域は、次の表に定めるとおりとする。

名称	対象地域
安芸地域アクションプラン フォローアップ会議	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村
物部川地域アクションプラン フォローアップ会議	南国市 香南市 香美市
高知市地域アクションプラン フォローアップ会議	高知市
嶺北地域アクションプラン フォローアップ会議	本山町 大豊町 土佐町 大川村
仁淀川地域アクションプラン フォローアップ会議	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村
高幡地域アクションプラン フォローアップ会議	須崎市 中土佐町 檜原町 津野町 四万十町
幡多地域アクションプラン フォローアップ会議	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町

3 各フォローアップ会議の委員（以下「会議委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 市町村長
- (2) 農業、林業、水産業、商工業、観光に関する団体の代表者
- (3) その他知事が必要と認める者

4 会議委員の任期は、委嘱の日から、委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、会議委員の交代又は増員による場合は、他の会議委員の残任期と同じとする。

5 フォローアップ会議に座長を置き、会議委員の互選により定める。

6 フォローアップ会議の会合は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。ただし、座長が選任される前に招集されるフォローアップ会議については、知事が招集することができる。

7 第3項に定める会議委員がフォローアップ会議を欠席する場合、座長は当該会議委員の申し出により代理出席を認めることができる。ただし、座長が選任される前に招集されるフォローアップ会議は、第3項に定める会議委員の申し出により、知事が代理出席を認めることができる。

8 フォローアップ会議の事務局は、対象地域に設置する産業振興推進地域本部に置く。

（事務局）

第8条 委員会の事務局は、産業振興推進部計画推進課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。